

「トマト de 健康まちづくり」に関する協定書

東海市とカゴメ株式会社（以下「両機関」という。）は、包括的に連携し、様々な協働事業を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 この協定は、「カゴメ発祥の地」であるまちの特性を生かし、両機関の相互連携を図ることにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、トマトをとおして市民一人ひとりの健康づくり及び地域の活性化に資することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 両機関は、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- (1) トマトの価値発信に関すること。
- (2) 運動や食生活など市民の健康づくりに関すること。
- (3) 生涯学習など市民の生きがいづくりに関すること。
- (4) 観光振興など地域の活性化に関すること。
- (5) その他、この協定の目的を達成するために必要な事項

（調整会議）

第3条 前条に定める連携・協力事項を具体的かつ円滑に推進するため、調整会議を置く。

2 前項の調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、両機関が協議し別に定める。

（守秘義務）

第4条 両機関は、この協定に基づく活動において相手方より知り得た秘密を、相手方の承諾を得ず、第三者に対し開示し、又は漏洩してはならない。この協定の有効期間が満了した後についても、同様とする。

(有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、当該有効期間満了の1月前までに、両機関のいずれかが相手方に対し書面による協定終了の意思表示を行わない場合にあっては、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

(協議等)

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、両機関で協議して決定する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両機関署名の上、各1通を保有する。

平成26年4月10日

愛知県東海市中央町一丁目1番地

東海市

東海市長

鈴木淳雄

愛知県名古屋市中区錦三丁目14番15号

カゴメ株式会社

代表取締役会長

西秀訓